

令和4年（行コ）第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国 外2名

第2準備書面

(性風俗関連特殊営業が提供する価値と事業としての意義)

2022年11月25日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 平 裕 介



同 弁護士 出 口 かおり



同 弁護士 井 桁 大 介



同 弁護士 亀 石 倫 子



同 弁護士 三 宅 千 晶



同 弁護士 福 田 健 治



はじめに

原判決は、性風俗関連特殊営業の「本来的に備える特徴」として、「その歓楽性・享楽性が人間の本能的欲望に起因するものであり」、「客から対価を得て一時の性的

好奇心を満たし、又は性的好奇心をそそるためのサービスを提供する」ものであるとしたうえで、それ自身が「大多数の国民が共有する性的道義観念に反するものである」とした（16頁）。

しかし、性風俗関連特殊営業に規定される各営業が提供するサービスや価値は、「一時の性的好奇心を満たし、又は性的好奇心をそそるため」にとどまらない。

性風俗関連特殊営業に規定される営業には、原告が営むデリバリーヘルス営業（風営法2条7項1号）の他にも、肉体的接触を伴わず舞台において踊りや演技を見せるストリップ劇場（同法2条6項3号）や、場所を提供するラブホテル等営業（同法2条6項4号）、商品を販売するアダルトショップ等営業（同法2条6項5号）等、まったく業態の異なる営業が含まれており、それぞれの営業が提供するサービスやそれらに対する需要もまた、まったく異なり多様である。

そして、これらの営業は、いずれも人間の本質的な欲求に応えるものであるがゆえに、切実に必要とされている。それぞれの営業に、この社会に存在する意味があり、価値がある。

第1 国民の生計を維持するために重要な事業・産業であること

1 性風俗関連特殊営業の市場規模

性風俗関連特殊営業の市場規模は2010年度には約3兆円だったが、2014年度までの5年間で24%成長し、3兆7868億円と推計されている（甲60-1・「風俗施設・サービス市場」「アダルトグッズ・ショップ市場」の合計）。同年度の放送事業者の売上高（3兆8,759億円・甲61）に匹敵する巨大な産業である。市場が大きく成長した背景には、2011年1月の風営法改正により、旅館業法上の旅館として申請していた施設の多くがラブホテル等営業に組み入れられたことや、デリバリーヘルス営業が大きく成長したことがあげられる（甲60-1）。警察庁生活安全局保安課「令和2年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況

等によれば、令和3年末の性風俗関連特殊営業の届出数は3万2349件であり(甲62)、同年末の全国の郵便局数¹よりもはるかに多い。

この巨大な産業に従事し生計を維持する国民も大勢いる。肉体的接触を伴う性的サービスを提供するいわゆるセックスワーカーの数だけでも約30万人と推計され(甲63)、これは、令和2年における全国の薬剤師の数²に匹敵する。当然ながら性風俗産業の従事者はセックスワーカーだけではない。デリバリーヘルス営業においては、フロント業務や送迎業務、備品の発注・管理、広告宣伝業務などに従事する者がいる。アダルトショップのように商品を販売する営業では、その他の販売業と同様に商品の発注や管理、経理、店舗運営、販売に従事する者がおり、ラブホテルのように場所を提供する営業では、フロント業務や調理、清掃、内装、電気工事に従事する者がいる。

性風俗関連特殊営業に関連する事業のすそ野も広い。デリバリーヘルス営業は店舗を設けないため、広告宣伝が集客や求人の唯一の手段となり、1カ月の広告費の相場は都心部で50万円、その他の地域で30万円前後といわれる(甲64)。令和3年末のデリバリーヘルス営業の届出数は2万674件である(甲62)から、1か月に約90億円もの広告費が使われることになる。ラブホテル等営業の関連事業としては、同じく広告事業のほか、リネン類のクリーニング業者や、飲食物、消耗品(アメニティ)等を納入する事業者などがいる。

2 性風俗関連特殊営業の事業者が廃業することによる労働者の不利益

このように性風俗関連特殊営業に従事したり、関連する営業で生計を維持したりしている国民は、事業者が持続化給付金等の給付を受けられないことにより廃

¹ 郵便局局数情報<オープンデータ>2021年12月31日時点の郵便局数2万4303件

<https://www.post.japanpost.jp/newsrelease/storeinformation/index02.html>

² 厚生労働省令和2年統計32万1982人

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/20/dl/R02_kekka-3.pdf

業すれば、たちまち行き場を失い、困窮することになる。

市東剛氏が経営する群馬県内のラブホテルでは、清掃業務に従事する従業員のほとんどが別に本業を持つパートタイマーであり、1/4 以上は 65 歳以上の高齢者である。本業や年金だけでは生活が苦しく、夜間や休日にラブホテルの清掃業務を行って生活費を補っているという（甲 65）。福岡市・中洲のソープランド店で 10 年以上働く女性は、20 代後半で離婚し、この業界に入って 2 人の息子を育ててきた。以前はほぼ毎日勤務し月 50 万円ほどあった収入が、令和 2 年には半分以下になった。少しでも収入を得られそうな店を探してデリバリーヘルス店に移った同僚もいるが、状況は変わらないという（甲 66）。

性風俗関連特殊営業の事業者が持続化給付金等の給付を受けられないことにより廃業すれば、こうした国民が被る不利益は甚大である。

第 2 事業・職業としての意義

1 セックスワークの意義

(1) 女性労働としての社会的機能

性風俗関連特殊営業のうち、個室付浴場業（同法 2 条 6 項 1 号）、ファッションヘルス営業（同法 2 条 6 項 2 号）、デリバリーヘルス営業（同法 2 条 7 項 1 号）において、肉体的接触と伴う性的サービスを提供するいわゆるセックスワークに従事する者は前述のとおり約 30 万人と推計され、その多くは女性である。厚生労働省の統計によれば、令和 2 年の女性の労働力人口は 3044 万人である³から、女性労働者の 100 人に 1 人がセックスワークに従事していることになる。

「風俗嬢意識調査」によれば、セックスワークを職業として選択した動機

³ 厚生労働省「令和 2 年版働く女性の実情」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/dl/20-01.pdf>

として、借金返済のためや、小遣い・遊びのため、貯金のため等、なんらかの形で経済的なものを挙げた人は全体の 85.7%に上る（甲 67-1）。平均収入は月額 63 万 8 千円であり（甲 67-2）、セックスワークの良い点として 60.3%の人が「収入が良い」を挙げる（甲 67-3）。また、平均的な勤務日数は週に 4.2 日、一日の勤務時間は 7.2 時間であり（甲 67-4）、セックスワークの良い点として「自分のペースで仕事ができる」を挙げる人が 16.7%いる（甲 67-3）。

令和 2 年の女性一般労働者のうち、正社員・正職員以外の現金給与額は 20 万 2700 円であり、男女間の賃金格差は男性を 100 とした場合に 78.6 だった⁴。地方での女性の働き口の少なさや男女の賃金格差、女性への社会保障の薄さ、大学の学費の高騰等、女性を巡る社会問題が解決されない現状を踏まえると、それらの問題を自己で解決する手段としてセックスワークに従事することは、社会構造上の必然ともいえる。セックスワークを選択した動機として経済的なものを選んだ人のうち、自分や家族の生活苦、借金といった消極的な動機を挙げた人が 31.7%いる一方で、生活費や小遣い、将来の夢や貯金といった積極的な動機を挙げる人も 28.6%いる（甲 67-1）。

東京都内でデリバリーヘルス営業を営む事業者は、自身の店舗には 10 年以上勤続している女性のセックスワーカーが多く、高齢の両親の生活を支えている者や、離婚して一人で子どもを育てている者、病気のために普通の職場では働くことができない者がおり、性風俗店はそうしたさまざまな事情を抱える女性の労働の受け皿になっているという。うつ病を患っている女性もいるが、それでも体調に合わせて働くことができるのはセックスワークだからこそであると述べる（甲 68）。

⁴ 厚生労働省「令和 2 年版働く女性の実情」

(2) セックスワークが提供する価値

セックスワークは、単に「一時の性的好奇心を満たし、又は性的好奇心をそそるため」にとどまらない、多様かつ切実な需要に応える職業でもある。

近年、結婚せず、性的な関係を持つ特定のパートナーがいない人が増えている。国立社会保障・人口問題研究所によると、50歳までに一度も結婚しない人の割合を表した「生涯未婚率」は、令和2年には男性がほぼ4人に1人の25.7%、女性が16.4%にまで上昇している（甲71）。平成25年版厚生労働白書によれば、35～39歳の未婚男性の結婚できない理由のトップは、

「適当な相手にめぐり会わない」であり、異性の友人がいない割合は未婚男性全体の約6割、さらに、そもそも異性との交際を望んでいない割合は約3割にのぼる。結婚できない理由として「異性とうまくつきあえない」ことを挙げる者の割合も増加している。男女の交際機会の増大や自由化により、異性間のつきあいは個人のコミュニケーション力に依るところが大きくなっており、結果として異性の友人すなわち結婚相手の候補がいない若者が増加しているものと考えられる⁵。大学生を対象とした性交経験率に関する調査でも、2005年に男子は約63%、女子は約62%だったが、2017年には男子は約47%、女子は約37%にまで低下し、若者の性行動は不活発の傾向を強めている（甲69-1）。これまで性交を経験してこなかった理由については、大学生では男女とも7割ほどが「相手がいなかったから」と回答している（甲69-2）。このように結婚相手の候補や性的関係を持つパートナーがいない人が他者との肉体的な接触を求める性的欲求を抱いた場合、性的サービスを利用せずにその欲求を満たすことはきわめて困難である。

また、特定の相手に限らず、この1年間にまったく性交渉のない人は、男

⁵ 厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」第2章・第2節・結婚に関する意識

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/dl/1-02-2.pdf>

性では 41.1%、女性では 49.5%おり、いわゆるセックスレス（日本性科学会による定義では「特殊な事情が認められないにもかかわらずカップルの合意した性交あるいはセクシュアル・コンタクトが 1 か月以上なく、その後も長期にわたることが予想される場合」とされる。）に該当するのは、男性の 61.1%、女性の 64.2%にのぼる（甲 70）。もっとも、「セックスしたいと思えますか」の問いに対して、男性の 77.9%が「したい」と回答するものの、女性は 41.4%に過ぎず、性的な欲求があるものの関係を持つことへの合意が得られないミスマッチが起きていることが伺われ、「現在、パートナー（恋人や結婚相手）以外の人とセックスしていますか」との問いに対して、男性の 41.1%、女性の 31.4%が「している」と回答しているように、性的な欲求を「極めて親密かつ特殊な関係性の中において」だけでは満たすことができない現実が浮き彫りになっている。そうした場合に、パートナーとの良好な関係を維持しながら、合法的に性的欲求を満たすために性的サービスを利用することは、きわめて合理的な選択である。デリバリーヘルス営業を営む事業者は、性欲を満たすためだけではなく、人との関わりを求めている客も多数いるという。仕事や介護で疲れ切った客が、サービスを利用することが唯一の楽しみだと言ってくれることがあるとも述べる（甲 68）。

社会の高齢化に伴い、高齢者の性風俗利用も増えている。2012 年に実施された調査で、「この 1 年間に性交したいと思ったことはどれくらいあるか」という質問に対し、「たまにあった」までを含めると配偶者のいる 60 代男性の 78%、70 代男性の 81%である（甲 72-1）一方、配偶者のいる 60 代男性の 53%、70 代男性の 69%が「この 1 年間まったく性交渉がない」と回答し、いわゆるセックスレスの割合は、60 代男性の 79%、70 代男性の 82%にのぼる（甲 72-2）。デリバリーヘルス営業でセックスワーカーとして働く女性は、妻に先立たれた高齢男性や、妻が閉経して性的関係を持つことができない

め妻公認でサービスを利用する高齢男性の接客をすることがあるという。70代以上の男性客には、身体的な温もりを通じて癒してほしいというニーズが強い傾向にあると感じるという（甲73）。

障がいがあることによって、性交渉の機会を持つことができなかったり、自ら性的欲求を解消することができない人が性風俗を利用する場合もある。障がいのある人は、性的欲求を満たすことができない苦悩や、介護者である家族（特に母親や姉妹）に性的欲求の処理をしてもらうことへの屈辱を抱えている場合がある。近年、障がい者に対して性行動の支援を行う性介助（または性介護）が行われるようになってきている。脳性まひや神経難病（ALS、SCD、SMA等）、筋ジストロフィー等による手足のまひや拘縮によって、自力での射精行為を行うことができない男性重度身体障がい者に対して、介護職員が射精の介助を行う射精介助が代表的なものであるが、こうした性介助はいまだ普及しておらず、また、性介助では得ることのできない「温もり」を求めて、障がいのある人が性風俗を利用することがある。肌を触れ合い、その温もりによって得られる精神的な安心感や満足感は、射精介助では得ることができないものである（甲73）。社会福祉士として障がい者の支援を行っている男性は、支援に関わった人から、初めて性風俗店に行ったときの経験について「女性と肌を触れ合って自分がここにいると感じられた。キャストさん（注；セックスワーカーのこと）は確かに最初は戸惑っていたけど、今までの大人とちがって自分をひとりの人間として扱ってくれた」と聞いたという（甲74）。

さらに、性的にマイノリティな嗜好を持つ人にとっても、自らの性的欲求を満たすうえでセックスワークは不可欠なものである。都内でSMサービス（相手に対し性的な屈辱等を与える嗜好であるサディズム、および、相手からあるいは自分自分で性的な屈辱を受ける嗜好であるマゾヒズムに基づい

て行われる性的サービス)を提供するデリバリーヘルス営業を営む事業者は、こうしたサービスを利用する客や提供するセックスワーカーは、他者とは違う自身の性的嗜好に日々悩み、心を痛めて生活しているという(甲75)。こうした人たちにとってセックスワークは、単に「一時の性的好奇心を満たす」ためにとどまらず、自身の深刻な悩みを打ち明けることができ、また、同じ悩みを抱える人と出会うことができる場所でもある。

セックスワーカーに対し、自分の職業が他のどの職業に近いと考えているかを調査したところ、その回答として、客の精神的なケアをするという理由で「看護師」(16.7%)や「福祉・介護」(9.5%)「カウンセラー」(4%)を挙げた人が3割いた(甲67・5)。男性を対象とした別の調査でも、性風俗を利用する理由として「癒しやぬくもり」と回答した人が6割近くにのぼる(甲76)。あるセックスワーカーは、自らの提供するサービスはマッサージや医学に近いと感じているという。「極めて親密かつ特殊な関係性」のパートナーがいる場合でも、そのパートナーと良好な性的関係を維持するために、性的機能・性的能力の回復を目的としてマッサージ等のサービスを利用する客もいるからである(甲73)。

(3) 小括

このようにセックスワークは、男女の賃金格差や女性の働き口の少なさ、社会保障の薄さといった社会情勢を背景に、女性労働のひとつとして機能している側面がある。また、特に未婚者や高齢者、障がいのある人や性的にマイノリティな嗜好を持つ人等にとって、性的サービスを利用することは「一時の性的好奇心を満たす」ととどまらない意味がある。

原判決は、「我が国の国民の大多数が、性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべきであるという性的道義観念を多かれ少なかれ共有している」とし、こうした性的道義観念が、

風営法の昭和 59 年改正や平成 10 年改正が成立し施行された当時から「大きく変容したというような事情も認め難い」と述べる（17 頁）。

しかし、昭和 55 年にはわずか 2.6%だった男性の生涯未婚率が、令和 2 年には 25.7%にまで上昇し（甲 71）、婚姻関係にあるカップルの間では、平成 16 年に 31.9%だったセックスレスの割合が、令和 2 年には 51.9%に上昇（甲 70）、男子大学生の性交経験率は平成 17 年の約 63%から平成 29 年には約 47%にまで減少する（甲 69-1）など、社会の変化に伴って性行動は大きく変化している。時代によって国民の性的道義観念が変遷し、かつ、多様化していることは、容易に想像することができる。

性的なサービスを提供するという点だけを捉え、いかがわしいとか不健全であると評価するのでは、労働としての意義や提供するサービスの価値を正しく理解することはできない。いま私たちが生きてる、この社会との関連において把握されなければならないのである。

2 ストリップ劇場の文化的価値

（1）ストリップをめぐる環境と時代の変化

ストリップは、女性（踊り子）が音楽にあわせて踊りながら衣服を脱いでいくショーであり、日本においては戦後まもなく行われた「額縁ショー」にさかのぼる。「額縁ショー」では、舞台に大きな額縁が設置され、胸と腰のみを薄い布で隠した女性が額縁の中で名画のポーズを再現する。芸術として裸を美しく見せることがコンセプトだったとされる。やがて、女性が踊るショーに発展し、1960 年代から 1970 年代の全盛期には全国に 400 軒もの劇場が存在した（甲 77）。

その後、種々の性風俗が発達し始め、それらとの競合関係においてストリップのサービスが過激化し、昭和 59 年に風営法が大幅に改正され、取り締

まりが厳格化した。厳しい法規制と需要の落ち込みから現在では全国に 18 軒にまで減少した。

現代のストリップは、他の性風俗産業から一線を画した小空間でのライブ・パフォーマンスへと変容している。ステージの内容は踊り子によって多様だが、とりわけダンスが大きな比重を占めるようになっている。

平成 28 年ころから女性客が増え、昨今ではストリップ劇場に女性客がいるのは当たり前になった。平成 30 年に NHK のドキュメンタリー番組「ノーナレ」がストリップ劇場を取り上げた際にも、女性の裸の美しさに魅了される女性観客の視点に着目していた（「裸に泣く」平成 30 年 10 月 2 日放送）。この番組中、ある女性観客は舞台上の踊り子が「（男性に）媚びていない」こと、そして「自分のスタイルを確立している強さ」を見て取り、さらには「自分のコンプレックスとかも許される気がする」と話す。踊り子の側も「ステージの上では何でもさらけ出せる」、そして観客の眼差しによって「自分を肯定される」「なりたい自分になれる」と語る。ダンス批評家の武藤大祐氏は、「踊り子たちが自らの体を張って創り出すエロスの表現は、家父長制的な権力関係を前提としたポルノグラフィや、グラビアなどに見られる記号的な『女の裸』の消費とは似ても似つかないものだ。異質な音楽を巧みにつなぎ合わせ、脱衣とともに展開するシーンの積み重ねを通して立ち上がってくるのは、しばしば詩的な情趣であり、あるいは生まれ持った体とともに生きるひとりの人間の声である。何を感じるかはもちろん人それぞれだが、少なくとも『スケベ根性』などといった生易しい話では済まないことは、初めて見る人でも容易に理解されるだろう。むしろ生きている体の輝きに魅せられ、圧倒的な美の感覚に酔い、あるいは市民的モラルをあっさりと踏み倒す快樂に笑う。ストリップの観客が時に激しく感情を揺さぶられ、しばしば落涙するのは、目の前の裸体の美しさ、そして卑猥さが、記号や表象ではな

く差し迫った現実として自己の生に響いてくるからだろう。それはすぐれて私的な出来事であり、強烈な内的体験である。」と論じる（甲 78）。

大衆芸能史に詳しい江戸川大学の西条昇教授は、ストリップを見に来る女性が増えていることについて、「女性の美しさを強調する踊り子への共感もあるだろう。額縁ショーの時代の『芸術として美しく見せる』という原点に回帰しているのではないか」と分析する（甲 77）。

（2）踊り子と事業者の想い

平成 10 年から踊り子として活動する牧瀬茜氏（以下「牧瀬氏」という。）は、デビューから 6 年後に米国ラスベガスで踊りの基礎を学び、自らの身体と向き合うようになった。それ以来、「踊る」ことを意識し続けているという。ストリップ劇場をめぐる規制や需要、経営状況が目まぐるしく変わり、閉館が相次ぐなど、踊り子も翻弄されてきた。牧瀬氏も踊り子の仕事を休業した時期があり、近年は、ストリップ劇場以外での芝居やライブに出演したり、詩や小説、イラストの創作など、活動の場を広げている。沖縄で演じたことをきっかけに基地問題を考えるようになり、沖縄での社会活動にも継続的に取り組む。

牧瀬氏は、これまで、踊り子であるというだけで馬鹿にされたり蔑まれたりすることが多かったという。それでも、踊り子として「裸でなければ表現できないものとはなにか」を追い求める。いかがわしさを内蔵した猥雑なものが人間であり社会であるなら、自らの表現にいかがわしさが含まれているのは自然である。国がストリップ劇場を含む性風俗関連特殊営業を持続化給付金等の給付対象から除外し、原判決がこれを肯定したことについて、他の差別問題と同じだと感じた。踊り子である自分が、足元で起こっている差別に黙り、「仕方がない」と受け入れてしまえば、自らも差別する側にいるのと同じではないかと気づかされたという（甲 79）。

平成 29 年に踊り子としてデビューし、現在はセックスワーカーとして働く清水くるみ氏は、デビュー前に断髪式を行い、坊主頭にした。清水氏にとってストリップ劇場は、ジェンダーにとらわれず、性をタブー視することもなく、自分自身を解放することができる自由な場であるという。清水氏がおこなう演目「耳なし芳一」は、衣装を脱ぎながら音楽に合わせて即興で踊り、もう一人の女性が清水氏の肌に筆で般若心経を書いていく 80 分間のライブパフォーマンスである。坊主頭であり、裸であるからこそできる清水氏独自の表現は、見る者に、女性でも人間でもない何かに変貌してゆくかのような幻想的な感覚を与える。清水氏は、踊り子やセックスワーカーとして働くなかで、性とは単に本能的なものを超え、人間の尊厳にかかわるものだと考えるようになった。性や、性にまつわる仕事に対する差別、偏見への怒りが、自らの活動の原動力になっているという（甲 91）。

九州で唯一となった北九州市のストリップ劇場「A級小倉劇場」を 40 年近くにわたり経営してきた木村恵子氏（以下「木村氏」という。）は、「大人の社交場」であることを目指し、昭和 50 年代に過激な演出に走る劇場が出始めた頃も、違法なサービスと一線を画してきた。近年は、アート性を打ち出した公演で、女性客にもアピールする時代になった。美術を学ぶ女子大生は、「彫刻の裸像をデッサンするより、ここにあるリアルな美しさを創作に生かしたくて通い始めました」という。木村氏は、ストリップ劇場の新たな活路を見出してきたが、令和 2 年 4 月の緊急事態宣言により休業を余儀なくされた。再開後も客足は戻らず、売上は前年の半分以下に落ちた。懸命に日々をしのいできたが、持続化給付金の対象から除外されたことで心が折れたという。「半世紀もこの業界で働いて、税金もきっちり納めてきた。それなのに差別されるなんて」（甲 80～82）。

観光地でストリップ劇場を経営する別の事業者も、経営に関わるようにな

って40年ほどになるという（甲90）。コロナ禍で観光客が激減したことに伴い、劇場を訪れる客も激減した。国の休業要請に応じた期間以外は、賃料や光熱費の支払いのために営業を続けてきたが、客が10分の1ほどに減り、生活費すら稼ぐことができなかった。ストリップ劇場が持続化給付金等の給付の対象外とされたことを知ったときは、驚いたという。他の業種と同じように納税し、同じようにコロナ禍で経営危機に立たされているのに、なぜ給付してもらえないのか。ストリップ劇場を含む性風俗関連特殊営業は、「本質的に不健全な営業」であるとか、給付対象にすることについて「国民の理解が得られない」等という国の言い分に、自分たちは国民ではないのか、という怒りが込み上げた。

3年ほど前から、この劇場にも女性の一人客やグループ、若いカップルが訪れることが多くなった。感動し、涙を流す客もいるという。「綺麗ですごかった」「芸術的だった」と感想を話してくれる。自らの事業が、国が言うような「性を売り物にする本質的に不健全な営業」であると考えたことはなかった。身体的な接触があるキャバクラ等風俗営業法上の風俗営業（1号営業・社交飲食店）は、持続化給付金等の給付対象であることとの不公平に強い憤りを感じている。

風営法の規制により、老朽化する店舗の増改築や大規模な修繕は事実上不可能であり、既得権に基づく営業も、実情は、建物が朽ち果てるまでの時間制限付きである。それでも事業者は、可能な限りストリップ劇場という文化を残したいと考えている。

3 産業としての意義ーラブホテル等営業

（1）法的位置づけ

ラブホテル等営業は、「専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造

又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業」と規定(風営法2条等6項4号)される営業であり、旅館業法における旅館(以下「旅館」という。)とは区別され、営業規制区域内では営業することができず、各自治体の条例による規制を受ける。

しかし、ラブホテル等においても異性を同伴しない客が宿泊する場合があります、また、旅館においても異性を同伴する客が宿泊する場合があります。うえ、「デイクース」等として「休憩」と同様の短時間の利用が可能である旅館も多いことから、「専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する」との要件で両者を区別することはできなくなっている。実質的には、政令で定める構造又は設備を満たすもの、すなわち、レンタルルーム等であるか、食堂またはロビーの床面積が一定の数値に達しないホテルであり、後者にあつてはフロント・玄関帳場等につき特殊な運営形態を有する施設であり、かつ、特殊なベッド・鏡等が設けられている等の設備要件のいずれかを満たすものがラブホテル等営業と評価されることになる。

平成23年1月に風営法が改正され、これまで旅館として営業していた多くの施設がラブホテル等営業に位置づけられたことにより、同年末のラブホテル等営業の届出数は6259件あつた(甲60・2)が、その後令和3年末には5042件(甲62)まで減少した。もつとも、コロナ禍以前は利用状況の変化や旅館の供給不足から宿泊客が増え、市場規模は拡大傾向にあつた。

(2) 利用状況

上記のとおり、ラブホテル等営業と旅館は法的な位置づけが異なるものの、利用のされ方はきわめて類似している。

旅館においても異性を同伴する客が宿泊して性行為を行うことがあるうえ、「デイクース」等として「休憩」と同様の短時間の利用ができる施設も増えている。そして、いずれの施設も、「一時の性的好奇心を満たし、又は

性的好奇心をそそるため」に利用されることもあれば、「極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべき」性行為や性交類似行為をするための利用、すなわち、夫婦が性行為をする目的でラブホテルが利用されることもあるのである。夫婦を対象とした平成 30 年の調査で、家でセックスがしにくいと感じる理由として、「子どもと川の字で寝ている」が 61.2%、「子ども部屋が夫婦の寝室の隣」が 9.4%、「同居の親の部屋が夫婦の寝室に近い」が 6.5%であるように、子どもや親と同居しているがゆえに、夫婦が自宅で性行為をすることができないケースは非常に多い。そのため、夫婦の性行為をラブホテルですると答えた人は 19.2%、旅館ですると答えた人は 16.8%にのぼる（甲 83）。

また近年、ラブホテル等営業は、性行為を行う施設としてばかりではなく、セックスを意識せずに女性同士でも楽しむことのできる場としても位置づけられるようになってきている。ファッションホテルやブティックホテルと称されることが多いように、女性に好まれるアメニティや高級感のある内装等で差別化を図り、食事に工夫をする等して、女性の顧客や女性同士での利用を旅館と取り合う状況になっている。同性同士がカラオケや趣味の集まりでラブホテルを利用することも少なくない。さらに、コロナ禍以前の外国人観光客の訪日ブームでは、旅館の客室が満室状態となる状況で、構造的に訪日外国人がラブホテルを利用する状況が生まれただけでなく、日本独自の文化であるラブホテルを訪日外国人が積極的に利用するケースもみられ、今後増えていくとみられていた（甲 60-2、84～86）。

（3）不合理な差別

ラブホテル等営業もコロナ禍において持続化給付金等の支給対象から除外され、苦境に立たされている。

群馬県内で 6 店舗のラブホテルを運営する市東剛氏（以下「市東氏」とい

う。)の会社は、令和2年にコロナ禍の影響で売上が2割減り、その後も前年比1割程度の減少が続いている(甲65)。11名の正社員と80名ほどのパートタイム従業員を雇用しており、パートタイマーのほとんどは別に本業があり、1/4以上は65歳以上の高齢者である。本業や年金だけでは生活が苦しく、夜間や休日にラブホテルの清掃業務を行って生活費を補っているという。コロナ禍でパートタイムの仕事も減少したが、ひとり一人の稼働日数や稼働時間が少ないため、雇用調整助成金を申請することができなかった。運転資金が不足しても、金融機関からは性風俗関連特殊営業であることを理由に融資を受けられず、政府による観光需要喚起事業であるGoToトラベルキャンペーンの対象からも除外され、宿泊需要がキャンペーンの対象となる旅館に吸収されたことも経営悪化に追い打ちをかけた。内部留保や個人の預貯金を取り崩して経営を維持してきたが、令和4年に入り、ガス代が5割程度、電気代が3割程度上がり、リネン類のクリーニング費用等も値上がりしたことから、一部の店舗を売却せざるを得ない状況まで追い込まれている。

ラブホテル等営業は、こうした差別を受けながら、他方では「課税の公平性」の観点から国税の納税義務が課され、コロナ禍の苦境において重い負担となっている。猶予制度を利用するためには前年同期との比較になるため、市東氏の店舗ではコロナ以前と比較すれば3割程度売上が減少しているにもかかわらず、国税の猶予制度が利用できないという。

元金沢市議会議員の森一敏氏は、金沢市が、コロナ禍において観光産業に携わる市内の宿泊施設及び旅行業者等に助成金を交付する「五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業」の対象からラブホテル等営業を除外しながら、観光振興施策に要する費用に充てる目的の宿泊税を導入するにあたり、「課税の公平性」を理由にラブホテル等営業にも納税義務を課したことについて、ダブルスタンダードであり、ラブホテル等営業に対する差別であると指摘す

る（甲 87）。

4 小括

以上のとおり、性風俗関連特殊営業に含まれる各営業は、まったく業態が異なり、提供するサービスや価値が異なっている。そして、社会の変化と需要の変化によって、各営業が提供するサービスや価値も変化している。

肉体的接触を伴うサービスを提供するデリバリーヘルス営業に対する需要は、未婚化や夫婦間のセックスレスの増加、高齢化といった社会の変化に伴い、より切実なものが含まれるようになった。ストリップ劇場は、性的サービスが多様化するなかで、アート性を高めた独自の文化を築いている。ラブホテル等営業は、時代の変化とともに、その位置づけにおいて旅館と差異がなくなりつつある。

原審は、性風俗関連特殊営業について、十把一絡げに「一時の性的好奇心を満たし、又は性的好奇心をそそるためのサービスを提供する」ものであると述べるが、各営業の実態や、社会、国民の性生活、そして、性に対する考え方が変化している社会的事実を無視している。

それぞれの営業に、この社会に存在する意味があり、価値がある。

第3 人格的価値と不可分の職業であること

セックスワーカーの約 6 割が職業に誇りを持っており（甲 67-6）、その割合はセックスワーク以外の職業に対する調査（甲 88）と比較しても 1 割程度も高い。自らの職業に誇りを持っているセックスワーカーは、その仕事について「与えるものがある」（33.8%）、「大変な仕事である」（22.1%）、「働きがいがある・楽しい」（13%）、「得るものがある」（7.8%）と考えており（甲 67-6）、客から対価を得る代わりに「精神的な気持ちよさ」（48.8%）、「身体的・精神的両方の気持ちよさ」（13.6%）、「夢・妄想を現実のものにしてあげる手伝い」（12%）等を提供していると考えている（甲 67-7）。

あるセックスワーカーは、自らの職業について「特別なことではなく、したことに対して感謝され、それを受け取ることができる。幸せだなと感じる。仕事のたびに、もっとこの人に与えられることはないかなと考えている。自分が楽しいと思えることで、与えられるし、貰えるので、やりがいがある」と話す（甲 73）。

東京都内でデリバリーヘルス営業を営む事業者は、自身もひとり親として中学生の娘を育てており、娘に対して自らの職業について「なくてはならない仕事」と説明し、恥じる点の一つもないと述べる（甲 68）。

ストリップ劇場で踊り子をする牧瀬氏は、いかがわしさを内包した猥雑なものが人間であり社会であるなら、自らの表現にいかがわしさが含まれるのは自然なことであると考え、「裸でなければ表現できないもとのなにか」を追い求めている（甲 79）。劇場を経営する事業者は、女性客や若いカップルがストリップを見て感動し、涙を流す姿を見て、可能な限りストリップ劇場という文化を残したいと考えている（甲 90）。

ラブホテル等営業で正社員として働く男性は、前職の過重な労働で体を壊し、適応障害と診断されて4年間自宅にひきこもったが、利用客と顔を合わせることがないラブホテルでの仕事が合い、徐々に自信を取り戻したという（甲 89）。

群馬県でラブホテル等営業を行う市東氏は、10年近くPTA会長を歴任し、令和4年度の群馬県PTA連合会会長を務めるが、これまで自らの職業を隠したり偽ったりしたことはなく、一度たりとも不健全であるとか相応しくない等と言われたことはない、と述べる（甲 65）。

性風俗関連特殊営業は、その事業者や従事者にとって、それ以外の職業と区別されるような「本質的に不健全な営業」などではなく、きわめて普通の職業なのである。人には本質的に性的な欲求があるからこそ、それぞれの多様で切実な需要によってこうした職業が成り立っており、なくてはならないものである。彼らは必要とされ、それに応え、感謝されることに喜びややりがいを感じている。他

の職業となにひとつ変わりはない。

おわりに

昭和 51 年から NHK で放映された「男たちの旅路」というテレビドラマシリーズに、身体障がい者を題材にした「車輪の一步」がある。車椅子の青年が、両親に「おれ、いっぺんでいいからトルコ行ってみたいんだよ」と打ち明ける。青年は、「おれ、女にモテっこないだろう。嫁さん、来ると思う?」「いっぺんでいいから、ああいうところでもいいから、女の人と付き合ってみたいんだよ」と切実に訴えるのである。父親は青年に「いいか、ケチるんじゃないぞ。チップは弾むんだぞ」と言い、母親は青年に新しい服を着せて送り出す。この青年の苦悩を、「一時の性的好奇心」と片づけられるだろうか。

原判決がいう「大多数の国民」とは、いったい誰なのか。恋人がいない、あるいは、結婚相手がいない人が、肌の温もりを求め、癒しを求めることが「一時の性的好奇心」だろうか。妻に先立たれ、あるいは、性交渉に消極的なパートナーとの関係を良好に維持するために性風俗を利用することは「大多数の国民が共有する性的道義観念に反する」だろうか。性風俗特殊関連営業の事業者のもとでは、ひとりで子どもや親の生活を支える女性や、引きこもりから社会復帰した男性、年金だけでは生活することができない高齢者が、日々の生活の糧を得るために働いている。事業者が廃業すれば、こうした人々の生活はたちまち立ちゆかなくなる。彼らは皆、現実に存在する「国民」である。

以上